

令和7年度 自治会長・行政協力員および 自治会行政連絡担当職員 合同会議

日時 令和7年5月7日(水) 10時00分～

場所 口羽公民館 大ホール

日時 令和7年5月7日(水) 13時30分～

場所 田所公民館 大ホール

日時 令和7年5月9日(金) 10時00分～

場所 矢上交流センター 多目的ホール

日時 令和7年5月9日(金) 19時00分～

場所 出羽公民館 ホール

(本 編)

会 議 次 第

1. 開 会

2. 町長あいさつ

3. 教育長あいさつ

4. 各課及び教育委員会の主な事業と事務連絡

◆ 総務課	3
◆ 資産経営課	5
◆ 情報みらい創造課	6
◆ 地域みらい課	7
◆ 財務課	10
◆ 町民課	12
◆ 医療福祉政策課	14
◆ 産業支援課	16
◆ 建設課	18
◆ 保健課	20
◆ 水道課	20
◆ 学びのまち総務課	21
◆ 学びのまち推進課	22

5. 町政懇談会

6. 閉 会

【町長あいさつ】

【教育長あいさつ】

◆ 総務課

【危機管理係】

1. 「邑南町民防災の日」及び「防災週間」について

平成 25 年の「8. 24 豪雨災害」をはじめ、過去の災害を教訓として忘れずに生かすため、8 月 24 日を「邑南町民防災の日」、8 月 24 日を含む一週間を「防災週間」として条例で定めています。

また、毎年のように全国各地で自然災害が頻発しています。町民の皆さまにおかれましては、自分のことと捉えていただき。自分や家族、近所の皆さんの安心安全に取り組んでいただきたいと考えています。

2. 防災・減災の体制づくりについて

(1)マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成推進

安全な間に安全な場所へ確実に避難できる仕組みづくりとして、避難行動をあらかじめ時系列でまとめる「マイ・タイムライン（避難行動計画）」の作成に取り組んでいます。作成の研修を含め、防災に関する研修会・出前講座を行っています。是非ご利用いただき、災害について話し合うきっかけにしてください。

(2)避難行動要支援者の個別避難計画の作成推進

災害発生時、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）の個別避難計画の作成を進めています。計画の策定には、本人の情報提供について同意が必要で、地域や福祉事業所の協力も欠かせません。自主防災組織等への説明を行い進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

3. 防災に関する情報と事業について

(1)防災士の養成

令和 7 年度の島根県主催の防災士資格取得研修については、各自治会へ受講者の募集案内をしており、募集締切を 5 月 12 日（月）としています。今後、島根県へ受講者を推薦し、受講者及び研修内容等が決定次第対象者に案内をいたしますので、よろしくお願いします。

4. 火災予防等について

空気が乾燥し風も強く火災が発生しやすい時期です。火の取扱いには十分注意してください。

(1)届出・許可

①火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為を行う場合には、各消防出張所への届け出が必要です。

②森林法に基づき、造林のための地ごしらえや害虫駆除などを目的とした、森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地での火入れについては、火

入れの許可申請書を提出して許可を得なければならないとされています。

(2)防火水槽設置

集落等で設置要望があれば、要望書を提出してください。設置するには条件等がありますので、総務課危機管理係までご連絡ください。

(電話 95-1111 I P 050-5207-3000)

(3)令和7年度消防団幹部名簿

【資料 NO. 1】

(4)消防新入団員の募集

候補者がおられましたら各地区の分団長に情報提供をお願いします。

5. その他

(1)自主防災の組織化支援事業

(2)邑南町防犯灯設置費補助金

(3)邑南町消火栓用ホース格納箱等設置費補助金

【行政係】

1. 町長への手紙について

邑南町では、個人の尊厳を守り自分らしく活躍しながら生きられる社会、人とひとのつながりのある「住み心地の良いまち」を目指しています。多くの皆さんに「まちづくり」に参加していただくため、「町長への手紙」を実施しています。【資料 NO. 2】

2. 自治会行政連絡担当職員について

町と自治会が協働して安全安心で活力のある豊かな町づくりを進めるとともに、町からの行政連絡の周知や地域住民の意見を収集する環境づくりを行うため、各自治会に行政連絡等を担当する自治会行政連絡担当職員を配置しています。地域の課題に対応するとともに、町の今後の施策立案や行政運営を改善していくことを目的としています。

【資料 NO. 3】

◆ 資産経営課

資産経営課は、「邑南町公共施設等総合管理計画」を着実に進めています。

これまでに邑南町が整備してきた公共施設は、すでに更新時期を迎えた施設もあり、今後は増加していきますが、すべてを同じ規模で建て替える財源はありません。町民サービスの低下を最小限に抑え、必要な施設の活用と適切な維持管理、効率の悪い施設の運営改善や再編を町民の皆様と協議しながら進めています。

資産経営課はこのほかに庁舎管理、入札契約執行事務、町営住宅、空き家対策などの業務を行います。

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

施設ごとの機能や利用実態を十分考慮し、類似・重複した機能の統廃合および多機能施設の複合化などを基本とし、広域的な視点のもと住民ニーズに見合った効率的なあり方を検討し、持続可能な町民サービスを提供する。

【資料 NO. 4】

1. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- (1) 施設の更新の際は、施設類型をまたがった複合化を検討する。
- (2) 積極的に維持する施設は計画的な予防保全を行う。

2. 安全確保の実施方針

- (1) 危険性が高いと判断された場合は、施設の必要性を踏まえ適時修繕を行う。
- (2) 不要施設は再利用を検討し、周囲に危険が及ぶ場合、適時・適切に除却する。

3. 長寿命化の実施方針

- (1) 将来の施設へのニーズの変化を反映させた優先度を設定し、一定の施設については、法定耐用年数を上回る年数まで維持できるよう対策する。

4. 統合や廃止の推進方針

- (1) 当初の設置目的にとらわれず、住民ニーズを踏まえた再編を行う。
- (2) 利用者が一部地域へ限定される場合は地元への譲渡を進める。
- (3) 民間事業者で代替可能な事業は外部委託を検討する。
- (4) 遊休地や施設の空きスペースは活用方法について広くアイデアを募り、有効利用を検討する。

◆ 情報みらい創造課

【情報発信】

1. 邑南町公式アプリの活用について

防災無線でお知らせしている内容を「邑南町公式アプリ」で配信しています。お手元のスマートフォンで利用できますので、ご活用ください。



2. LINE公式アカウントの機能を随時拡充しています

LINE公式アカウントでは、邑南町からのお知らせやイベント情報、防災情報など、最新の情報を受け取ることができます。QRコードを読み取って、ぜひ、ご利用ください。



3. 広報紙等の配布について

今年度の配布予定日は次のとおりです。ご協力をお願いします。

4月17日(木)	5月19日(月)	6月17日(火)	7月17日(木)
8月19日(火)	9月17日(水)	10月17日(金)	11月17日(月)
12月17日(水)	1月19日(月)	2月17日(火)	3月17日(火)

※ 空の配布袋をお持ちの方は、情報みらい創造課へご返却いただきますようお願いいたします。

【自治体DX・情報通信技術】

4. 自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）について

邑南町デジタル・トランスフォーメーションは、「デジタル化を推進すること」ではなく、デジタル技術を活用して、誰にとってもわかりやすく、使いやすい行政サービスを目指します。

令和7年度におきましては、窓口業務の効率化を目的として「書かない窓口」の導入を進めてまいります。

【おおなんケーブルテレビ】

5. ケーブルテレビ加入者用端末更新について（令和4年度～令和7年度）

機器の在庫不足により作業が遅れておりました、瑞穂地域高原、布施地区について、秋以降に実施を予定しています。更新作業へのご協力をお願い申し上げます。

6. おおなんケーブルの自主放送番組の配信スケジュールについて 【資料 NO. 5】

- ・ 2時間単位の番組で配信
- ・ 午前5時からの奇数時間は文字放送（お悔やみ・行政文字）、まちの様子、健康体操など
- ・ 午前6時からの偶数時間は動画放送（おおなん情報局・制作番組など）

- ・午後9時台及び11時台は、日本全国のCATV局制作番組を配信
- ※取材申し込み：取材対象の行事の10日以上前にご連絡ください。

◆ 地域みらい課

【事務連絡】

Ⅰ. 自治会及び地域運営組織に対する補助等について

(1)補助金等

①自治会活動補助金

- ・活動補助金 均等割 200,000 円 世帯割 1,500 円/世帯
 - ・行政事務手当 均等割 11,800 円/集落 世帯割 1,000 円/世帯
 - ・地域活動活性化補助金 500 円/世帯（4/30 現在の住民基本台帳戸数による）
- ＊会議当日配布する、補助金申請書等に役員名簿と総会資料を添えて、ご提出ください。

【別封筒】

②自治会館修繕費補助金

ア、主要構造部修繕工事（壁、柱、床、はり、屋根、階段）

$$\text{補助金額} = (\text{査定後事業費} - 10 \text{ 万円}) \times 9/10$$

イ、その他の修繕工事（上記以外）

$$\text{補助金額} = (\text{査定後事業費} - 10 \text{ 万円}) \times 1/3$$

基本的に、次年度予算での対応です。ご相談は 2025 年 9 月末日までにお願いします。

③地域運営組織一括交付金

- ・地域活動費 均等割 400,000 円
人口割 地区人口を総人口で除し、算出された割合に 1,200 千円を乗じた額
- ・行政協力事務費 3,000 円×世帯数
- ・スタートアップ補助費 旧自治会数×20 万円（設立後2年間のみ）

④地域マネージャー設置（地域運営組織）

- ・地域運営組織の活動の円滑化及び地域の維持に資することを目的として、地域マネージャーを配置することが出来ます。地域運営組織から推薦を受けた者と町が委託契約を結びます。R7 委託料上限額（1 人の場合 4,850 千円、2 人以上の場合 5,500 千円）

(2)保険関係等

【資料 NO. 6】

- ・自治会活動保険（基本契約分）、消防保守点検委託料、建物災害共済掛金（増築分を除く）は、町が全額負担します。

※自治会活動保険は地域運営組織も町が全額負担します

(3)個人情報保護委員会からのお知らせ

【別封筒】

「自治会・同窓会向け 会員名簿を作るときの注意事項」のリーフレットが「別封筒」に入っていますのでご参照ください。個人情報を集め保管する時のルールが記載してあります。

(4)地域運営組織形成事業について

【資料 NO. 7】

持続可能な地域コミュニティの形成に向けて、地域運営の仕組みの見直しに取り組む地区への支援を行います。

- ①地域運営組織設立に向けた地域での話し合いへの町職員や中間支援組織による支援
- ②地域運営組織の設立に向けた会議の開催や視察、または地域運営組織の事務所等の施設改修費などの補助金

■地域運営組織を検討する地区への説明会

- ・取り組みを検討している地区には、要望に応じて具体的な進め方などについての説明会を開催します。

※取り組むかどうか検討するための話し合いにも、町職員や中間支援組織が話し合いの企画や会議進行をお手伝いします。

2. 空き家に関する取り組みについて

令和5年3月に策定した「邑南町空家等対策計画」にもとづき、空き家の発生抑制や管理活用を推進するため、町内宅地建物取引事業者や島根県司法書士会等と連携し、空き家バンクの登録や空き家所有者への啓発と相談対応を進めます。

(1)「住宅相談センター」と「空き家バンク」制度について

【資料 NO. 8】

令和3年4月に「邑南町住宅相談センター」を設置しました。町と町内宅地建物取引事業者が連携協定を締結し、一体的に空き家バンクの運営などを日常的に行っています。

連携事業者には、無償で登録空き家の調査等を行っていただいています。また、「邑南町空き家バンク」制度では、「宅建業者依頼型」の空き家登録方法があり、重

要事項説明や内見対応などを住宅相談センターの連携事業者に任せることができるため、空き家バンクの登録から契約までの手続きを安心して進められると好評です。

(2) 邑南町空き家相談会について

【資料 NO. 9】

令和5年度から空き家等の所有者を対象とした「空き家相談会」を、邑南町住宅相談センター主催、島根県司法書士会共催で、年に2回実施しています。司法書士、宅建士、町の税や空き家の担当者が対応し、相続や固定資産税、利活用や解体など空き家に関する幅広い内容を相談できる場として開催し、多数の申し込みをいただいています。

3. 邑南町タクシー利用助成事業について

【資料 NO. 10】

令和4年度から石見地域、瑞穂地域でのタクシーを活用したデマンド交通について「邑南町タクシー利用助成事業」として実施中です。運転免許を返納された高齢者の方など、石見、瑞穂それぞれの範囲内を定額でタクシー利用いただける制度となっています。

4. 国勢調査の実施について

【資料 NO. 11】

令和7年は、5年に一度の国勢調査を実施する年です。国勢調査は、日本に住むすべての人と世帯を対象とした調査で、最も重要な統計調査のひとつです。9月下旬頃、調査員が各世帯を訪問し、調査書類を配布します。インターネットで回答いただくか、紙の調査票を郵送又は調査員に提出いただくかのいずれかの方法により回答いただけます。ご協力よろしくお願いします。

【問い合わせ先】 邑南町役場 地域みらい課

電話： 95-1117 IP： 050-5207-3019

◆ 財務課

Ⅰ. 令和7年度当初予算について

【資料 NO. 12】

- (1) 一般会計予算総額は、前年度より22億8,800万円減額（△14.3%）の136億6,300万円で、道の駅整備事業や石見中学校改築事業など大型事業の事業費減少により大幅な減額となっています。

特別会計予算総額については、4事業全体で前年度より5,040万円増額（+2.1%）の24億1,490万円です。

(2) 予算編成の重点項目

テーマ 「住民サービスを維持し人口減少に対応した持続可能な町へ変革し、次世代に引き継ぐ」

財政再建の道筋をつける

- ① 標準財政規模に応じた適切な予算規模とする
- ② 財政再建を最優先課題として、行財政改善計画を着実に進めるため、公共施設の管理運営・整理統廃合、事務事業の整理合理化、補助金等の整理合理化を進める
- ③ 中期財政計画、財政推計の策定・見直しによる起債、公債費の適切な管理を行い、財政の健全化判断比率（実質公債費比率、将来負担比率）の改善に向けた財政運営に努める
- ④ 起債、基金繰入金の抑制実施と必要な事務事業に係る国、県などの特定財源の確保に努める
- ⑤ 将来負担削減（10年先を見据えた歳出削減）のための事業の実施
- ⑥ 住民サービスと財政再建のため、課を越えた連携事業の実施
- ⑦ 事務処理の効率化を進めるとともに、業務マネジメントを適正に実施し、時間外勤務の削減に努める

(3) 主要事業

【普通建設事業を除く新規・拡充分】

・ 普通財産解体処分費	5,000 万円
・ 地域運営組織活動補助費	2,639 万 8 千円
・ 固定資産評価替事務費	823 万 9 千円
・ 町議会議員選挙費	1,783 万 8 千円
・ DX推進費	1,957 万 3 千円
・ 保育所措置費	4 億 7,926 万 5 千円
・ 定期予防接種事業費（成人）	2,612 万 2 千円
・ 邑南町森林環境保全対策基金活用事業	8,839 万円
・ 邑南町 I C カード利用促進事業費（重点交付金）	5,484 万 4 千円

・道の駅瑞穂解体事業費	2,200 万円
・除雪費	1 億 7,353 万 6 千円
・賃貸住宅建設補助事業	4,000 万円
・日本語指導員配置費（小学校）	600 万 9 千円

【主な普通建設事業費】

・道の駅瑞穂整備事業	2 億 3,097 万 1 千円
・脱炭素先行地域づくり事業費	4 億 3,649 万 6 千円
・ロ羽ターミナル整備事業費	8,768 万 7 千円
・井原コミュニティセンター整備事業費	4,772 万 7 千円
・町行造林整備事業費	4,590 万 9 千円
・断魚溪改修事業費	3,747 万 2 千円
・道路新設改良費	3 億 7,023 万 4 千円

（簾金比羅線・片田善教寺原線など 6 路線）

・橋りょう長寿命化事業費	3,370 万円
・十日市団地ストック改善事業費	2,884 万円
・公営住宅建設費（高原団地）	4,115 万 5 千円
・消防積載車整備費	1,856 万 6 千円
・東給食センター備品整備費	4,699 万 8 千円
・高原小学校特別教室棟改修事業費	7,104 万 2 千円
・石見中学校改築工事費	3,186 万 5 千円
・いわみスタジアム LED 照明工事費	1 億円

2. 令和 7 年度家屋異動報告について

【資料 NO. 13 調査用紙参照】

令和 7 年中の家屋の新築、増築及び滅失（解体）の状況について、7 月に行政協力員の皆様に、依頼をさせていただきますのでご協力をお願いします。

◆ 町民課

Ⅰ. 保険事業について

(1) 国民健康保険の手続きについて

国民健康保険に加入するとき、脱退するときは、14日以内に役場窓口での手続きが必要です。マイナ保険証の方（マイナンバーカードの健康保険証利用登録が済んでいる方）も手続きが必要です。

詳しくは、「広報おおなん3月号」をご覧ください。

(2) 後期高齢者医療制度について

①後期高齢者医療保険料率は下表のとおりです。2年度ごとに改定されます。

今年度の改定はありません。

	(R4～R5)	(R6～R7)	比較
均等割	50,880 円	50,160 円	△720 円
所得割	9.35%	10.08%	+0.73%

②令和7年度は低所得者に係る均等割額軽減措置の所得要件が変更になります。

※① ②について、詳しくは「広報おおなん5月号」に掲載します。

(3) 国保直営診療所について

		月		火		水		木		金		土	
		午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
阿須那診療所	月/水 午後 3:30～6:00	—	○	—	○	—	○	—	—	—	○	—	—
	火/金 午後 2:00～3:00	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
井原診療所	午後 2:00～3:00	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
日貫診療所	午後 2:00～3:30	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
矢上診療所 (受付時間)	午前 8:30～11:30	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—
	午後 2:00～4:30											第1.3.5	—

邑南町国民健康保険直営診療所は、阿須那・井原・日貫・矢上の4施設があります。

矢上診療所では、内科を診療科目として、平日に加えて、第1・3・5土曜日の午前中も診療をしています。受診は矢上診療所（電話 95-3070）へお問い合わせの上、事前予約していただきますようお願いいたします。各種予防接種も実施しています。

受診には、健康保険証としてマイナンバーカードをご利用ください。健診や薬の情報などが参照でき、より適切な医療を受けられます。重複検査、重複投薬のリスクも減少されます。初めての医療機関はもちろん旅行先で受診する際も、薬の情報などが連携されます。

2. 環境衛生関係について

(1) 火葬の許可申請について

火葬業務は民間業者に委託しています。翌日の火葬については、午後5時までに予約の連絡をしなければなりません。ご理解、ご協力をお願いします。

(2) 不法投棄について

【資料 NO. 14】

不法投棄を発見した時には、そのままにして、警察か役場へご連絡ください。

環境美化の一環として、ボランティアによる缶拾い等を実施され、直接邑智クリーンセンターに持込みされる場合は、事前申請により手数料が無料となります。申請書は町民課、各支所に置いてありますので係までご連絡ください。

(3) 野焼きの禁止について

家庭から出る廃棄物を野外で焼却することは法律で禁止されています。焼却による煙や悪臭は近隣の方に迷惑をかけることになります。家庭から出る廃棄物は、決められた収集日に所定の場所に出してください。

(4) 家庭ごみの出し方について

全戸配布している「家庭ごみの分別と出し方のしおり」により、正しく分別をして、指定袋に「地区名」「氏名」を記入して出してください。正しく分別されていないものや指定袋に入っていないものは収集されません。円滑なごみの収集にご協力をお願いします。

3. 補助金関係について

(1) 太陽光発電システム等設置事業補助金

太陽光発電設備などを設置される方に対して、その経費の一部を補助しています。

(2) 定住促進飲用井戸等設置事業補助金

上水道未普及地域に居住する者に対して、良質で安定した飲料水を確保し、定住することを目的に井戸等を設置する場合に設置にかかる費用の一部を補助しています。

4. その他

参議院議員任期満了に伴う選挙が夏に行われる予定です。自治会館の利用等にご協力をお願いします。

◆ 医療福祉政策課

1. 子どもまると相談室

妊娠、出産、子育てについての総合相談窓口である「子どもまると相談室」は、一層福祉と保健等との連携を強化し、「邑南町こども家庭センター」としてより専門性をもって、子どもや子育て家庭への相談等に対応をさせていただいています。

地域の中で気がかりなことがありましたら、「子どもまると相談室」へお気軽にご連絡ください。医療福祉政策課内にありますが、各支所でも対応します。

【資料 NO. 15】

2. 高齢者つどいの場づくり事業

高齢者の介護予防を目的とした住民主体のつどいの場「寄り合い処」の開設と運営にかかる経費を助成しています。

つどいの場の週 1 回以上の開催などを要件とする助成に加え、令和 4 年度より要件を緩和し、月 1 回以上でも対象とする助成も実施しています。

【資料 NO. 16、17】

3. 医療福祉従事者確保・育成事業

「邑南町地域医療構想」に基づく医療福祉従事者の確保・育成の取り組みの強化のため、「医療福祉従事者人材バンク」を設置しています。

○ 医療福祉従事者人材バンク登録者募集期間： 随時

○ 登録方法： 医療福祉政策課へ直接電話又は町ホームページの登録フォームで

※「医療福祉従事者人材バンク」とは、「今は学生で、将来は邑南町で仕事がしたい。」

「子育てや育児などで仕事を休んでいるけど、また働きたい。」「町外で働いているけど、邑南町で仕事がしたい」など、町内医療福祉事業所での就職をお考えの方を支援するための登録制度です。

4. 民生児童委員の一斉改選について

今年度は民生児童委員の任期が満了となり、一斉改選の年となっております。

民生児童委員には、地域の身近な相談役や一人暮らし高齢者等の見守り等、地域において欠かせない役割を担っていただいています。近年、全国的になりて不足が課題となっているところですが、やむなく交代のお申し出を受けた民生児童委員の地域におかれましては、次期民生児童委員のご推薦について、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

引き続き、民生児童委員の活動について、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

5. 日赤会費の募集へのご協力をお願い

日本赤十字社では、毎年「赤十字協力会員」を募集し、活動を支えていただくため「会費（世帯当たり 700 円）」のご協力をお願いしています。

5 月の広報配布に依頼文書を同封しますので、6 月末までの納付にご協力をお願いいたします。

※詳しい内容や手続きに関しては、医療福祉政策課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

邑南町役場	医療福祉政策課	電話 95-1115 (IP050-5207-3008)
	(子どもまるごと相談室)	電話 95-1168
	(福祉事務所)	電話 95-1236 (IP050-5207-3010)
瑞穂支所	窓口グループ	電話 83-1121 (IP050-5207-5000)
羽須美支所	窓口グループ	電話 87-0221 (IP050-5207-6500)

◆ 産業支援課

1. 「おおなんさくらカード」ポイント50倍キャンペーンについて

物価高騰への生活者支援と消費促進による事業者支援のため、「おおなんさくらカード」ポイントキャンペーンを実施します。さくらカードをお持ちであれば、期間中の町内での買物等に通常の50倍のポイント(買物額の25%相当)を付与します。

- ・ さくらカード非加盟店の買物等でも、レシートを提出すればポイント付与
- ・ ポイント付与上限 1人 10,000 ポイントまで
- ・ キャンペーン期間 令和7年6月上旬～9月末(の買物等)
- ・ ポイント付与時期 令和7年10月末に一括付与
- ・ ポイント有効期限 令和7年12月末までに利用してください

2. 指定管理施設の営業状況について

- ・ いこいの村しまね 通常営業中
 レストラン 11:30～14:00
 17:00～20:30 (最終受付 20:00)
 定休日 日曜日 夜
- ・ 道の駅邑南の里 令和7年夏オープン予定
- ・ いわみ温泉霧の湯・香遊館 令和7年4月24日営業再開 **【資料 NO. 18】**

 霧の湯 10:00～21:00 (最終受付 20:00)
 バイキングレストラン「こうぼく野菜や」
 ランチ 11:00～15:00 (最終受付 14:00)
 ディナー 17:00～21:00 (最終受付 20:00)
 定休日 火曜日 (祝日の場合は水曜日が休み)
- ・ 香木の森公園 バンガロー 通常営業中
- ・ 香木の森公園 香夢里 (令和7年夏オープン予定)

3. 邑南町無料職業紹介所について

産業支援課内に「邑南町無料職業紹介所」を開設しています。

また、毎月第2・4木曜日には、瑞穂地域(元気館)で10:00～11:30、羽須美地域(口羽公民館)で13:00～14:30、出張職業相談を開催しています。

仕事をお探しの方、働く人をお探しの事業所の方の相談に応じていますのでお気軽

軽にご相談ください。

4. 神紅(しんく)など新たなぶどう産地の形成について

邑南町では、農業の担い手対策として、高い収益が見込まれる島根県オリジナルぶどう品種「神紅」をはじめ新たなぶどう産地の形成を目指しています。

「神紅」はシャインマスカットのように種なしで皮ごと食べられ、高い糖度と豊かな香りで食味が優れることが特徴の、鮮やかな紅色の大粒ぶどうです。昨年度の町内からの出荷量は2トンを超え、今後さらに生産量の増加が見込まれます。

- ・おーなんアグサポ隊（地域おこし協力隊）

農業の担い手確保を目的として、現在10人（1年目3人、2年目2人、3年目5人）をおーなんアグサポ隊員に委嘱し、全員がぶどう農家を目指し活動しています。また、既に隊員の活動を終えた8人が、現在ぶどう農家として就農しています。

- ・リースハウス整備

ぶどう栽培を開始または規模拡大する農業者の支援を目的としてリースハウスの整備を進めています。令和2年度から5年間で43棟、約4.20haが整備され、12経営体が利用しています。

5. 町民や自治会、集落を対象とした補助事業について

別紙「令和7年度 邑南町助成制度等一覧」をご覧ください。

なお、以下の事業は、一部内容が見直されていますので、資料編等で詳しい内容をご確認ください。

- ・邑南町農林総合事業（農産物直売所出荷農家支援事業） **【資料 NO. 19】**

// （いそどりある直売所づくり支援事業）

// （緊急鳥獣被害防止対策集落支援事業） **【資料 NO. 20】**

- ・中山間地域等直接支払交付金（第6期対策）

第6期対策（5カ年）では、「ネットワーク化加算」の新設など制度が一部見直され、初年度の令和7年度は、8月末までに協定書（早期交付希望の場合は、5月16日までに早期交付意向調査表）の提出が必要となります。

- ・その他交付金事業

昨年度同様、「経営所得安定対策等交付金」「多面的機能支払交付金」も一部制度見直しの下、実施されています。

◆ 建設課

【主な事業】

・令和7年度 建設課事業予定一覧表

【資料 NO. 22】

【事務連絡】

1. 除雪オペレーター育成支援補助金交付制度について

除雪オペレーター 育成支援補助金交付制度

邑南町の町道等の除雪業務に従事していただける事業者や個人に対し、運転免許の取得などに必要な経費を補助する制度がありますので、ぜひ、ご活用ください。

対象者：次のいずれにも該当する人

- ① 申請日において満65歳未満の人
- ② 町内の事業者または個人
- ③ 補助金交付後、町道等の除雪業務に従事していただく人



対象経費：○第1種運転免許のうち大型特殊自動車免許の取得に要する経費

○車両系建設機械運転技能講習の受講に要する経費

補助金額：対象経費の2分の1以内（上限10万円）

交付条件：補助金交付を受けた年度から起算して5年以上、町道等の除雪業務に従事すること

【問い合わせ先】建設課 ☎ 95-1120 IP 050-5207-3015

2. 町道等の除草作業について

令和7年度において草刈を実施していただける集落等がありましたら、令和7年5月30日（金）までに、本庁建設課・瑞穂支所施設管理グループ・羽須美支所施設管理グループまで別紙の受託申請書にて申込みをお願いします。 【資料 NO. 23】

○集落の方に無償でお願いする道路（町道・農道・林道）の区域

- ・集落内の耕作されている農地（耕作放棄された田、畑以外）及び宅地（長期間の空家を除く）が接している箇所
- ・集落内の耕作されている農地等の間に、山林・原野や耕作放棄地等がある場合、その区間の距離がおおよそ100m未満である箇所

○邑南町で実施する道路（町道・農道・林道）の区域

集落間を連絡している道路の中で、生活道として利用されている道路の内、耕作されていない農地（田、畑などの耕作放棄地）や長期間の空き家及び山林・原野等が接している箇所（集落と集落の間等）

集落内や集落間で耕作されている農地等の間に、山林・原野や耕作放棄地等がある場合、その区間の距離がおおよそ100m以上である箇所以上の条件で、かつ町が必要と認める範囲（草刈幅 切土部1.5m、盛土部1.0m）

別紙、「町道等除草事業概要図」を参照

【資料 NO. 24】

3. 災害発生報告について

災害復旧事業の対象となる雨量に達した場合に、災害復旧事業の対象となる地区を無線放送します。対象地区内で災害が発生しましたら、行政協力員は別紙「災害報告書」を作成し、被害報告が集約できましたら、お手数ですが役場建設課または各支所施設管理グループへ提出をお願いします。

また、災害発生現場には、場所が確認できるよう竹（2 m 位）に白い布をつけて明示してください。

※申請された箇所が全て災害復旧事業の対象となるとは限りませんのでご承知おきください。

【資料 NO. 25、26】

4. 町道除雪路線の見直しについて

除雪作業の効率化を図るために、除雪対象路線の見直しを進めています。集落内で積雪時に通行されない路線がありましたら、建設課・瑞穂支所施設管理グループ・羽須美支所施設管理グループまで連絡をお願いします。

【問い合わせ先】

建設課 電話 95-1120 （IP 050-5207-3015）

瑞穂支所施設管理グループ 電話 83-1124 （IP 050-5207-5001）

羽須美支所施設管理グループ 電話 87-0222 （IP 050-5207-6501）

5. 地籍調査について

○邑南町内における地籍調査の進捗状況

	計画面積	調査済面積	未調査面積	進捗率
R7.3.31 現在	408.70 k m ²	325.73 k m ²	82.97 k m ²	79.70%

地籍調査事業について、昨年度の実績は、3.94 k m²で 0.96%でした。今年度は、石見地域では主に矢上（農地）・日和(山林)・井原（山林）、瑞穂地域では主に上田所(山林)・上亀谷(山林)・岩屋(山林)の 3.81 k m²で 0.93%を実施する予定です。

なお、詳細の情報については、ホームページに掲載していく予定としております。

【問い合わせ先】

建設課地籍係 電話 95-1176 （IP 050-5207-3015）

◆ 保健課

1. 令和7年度 保健課の業務体制について

保健課には、保健師12名、管理栄養士2名の専門職が配置されており、妊娠期から高齢者まで、町民の皆さまの健康づくり支援、各種検診による異常の早期発見・早期治療、生活習慣病の悪化・重症化予防、介護予防を行っています。

今年度も町民の皆さまの健康寿命の延伸を目指し、保健事業に取り組んでまいりますので、ぜひ各種事業へ参加してください。

また、これまでに引き続き地区担当保健師が、町民の皆さまの相談に対応させていただきますので、お気軽にご相談ください。

【資料 NO. 27】

◆ 水道課

【事務連絡】

1. 昨年度から引き続き、布施地区、市木地区、日和地区において水道管老朽化に伴う水道管布設工事を実施します。工事施工について、道路の通行規制や一時断水等へのご協力をお願いします。
2. 下水道計画区域外で合併浄化槽を設置し邑南町の下水道に加入される場合は、予算の範囲内での実施となりますので、下水道への加入を次年度にお願いすることがあります。合併浄化槽設置の予定がある場合は早めにご相談ください。

◆ 学びのまち総務課

【事務連絡】

1. 邑南町子ども安全センター（11 支部）

青色回転灯装備車による自主防犯パトロール（装備数 76 台）

資格取得には、講習が必要です。

問い合わせ：学びのまち総務課 TEL 83-1126 IP 050-5207-5250

2. 子どもの見守りについて

子どもが危険を感じたときや助けを求めたときに、子どもを保護して警察などに通報することに協力していただける「子ども 110 番の家」の登録をお願いいたします。

3. その他

学校児童生徒数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

小学校 8 校 4 1 0 人 （内、1 年生 6 1 人）

中学校 3 校 2 3 4 人 （内、1 年生 8 0 人）

計 6 4 4 人

◆ 学びのまち推進課

人口減少、少子化の深刻化、地域コミュニティの希薄化、学校が抱える問題の複雑化・困難化など、変化する現代社会に対応するため、持続可能な社会の創り手の育成や、学校、地域及び家庭の協働の下、地域コミュニティの基盤である人々の「つながり」や「かかわり」を意識し、地域の中で、「人」づくりにつながる事業を進めていきます。

邑南町の「ひと、もの、こと」を体感し、大人も子どもも「ふるさと」に誇りが持てるよう、「邑南町らしい教育」を推進していきます。また、令和7年度より、矢上高校振興を教育委員会で担当することとなりました。小中高の学びのつながりを意識した教育魅力化や、高校卒業後の自分を思い描く小中学校児童生徒のキャリア教育を推進していきます。

【主な事業】

1. 社会教育 「人づくり・地域づくり・町づくりの推進」

- | | |
|----------------|----------------|
| ①地域とともにある学校づくり | ⑥ボランティア活動機会の充実 |
| ②地域学校 | ⑦学習支援者の確保と育成 |
| ③家庭教育 | ⑧団体・グループとの連携 |
| ④青少年教育 | ⑨学習情報の提供 |
| ⑤成人教育 | ⑩コミュニティ・スクール |

2. 社会体育

「生涯にわたるスポーツの実践と、夢、感動を与えることのできる人づくり」

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ①スポーツの普及・拡大 | ⑤障がい理解と障がい者スポーツの推進 |
| ②生涯スポーツへの支援 | ⑥島根かみあり国スポ・全スポの開催準備 |
| ③スポーツに触れあう機会の提供 | ⑦スポーツによるまちづくり方針策定 |
| ④スポーツ教室の開催 | |

3. 文化行政

「郷土の文化や文化財を大切にし、愛郷心を育てる事業の推進や活動の充実」

- | |
|---|
| ①久喜銀山遺跡保存活用計画の周知と整備基本計画の策定 |
| ②ふるさとの歴史・文化・自然、芸術に関する学習
オオサンショウウオの生息調査などの成果を生かした環境教育の実施
郷土館、ハンザケ自然館で歴史・自然に関する資源の保存啓発の実施 |
| ③開発事業等への対応
開発事業（ほ場整備、林道開設など）等に伴う事前の文化財調査の実施 |

4. 図書館 「子どもと本をつなぐ人材の育成」

- | | |
|-------------|----------------------------|
| ①読書普及活動の推進 | ④学校図書館との連携 |
| ②郷土資料の収集 | ⑤レファレンスサービス（利用者の求める種々情報提供） |
| ③ブックスタートの推進 | |

5. 公民館 「公民館は地域住民と行政の協働づくりの場」
「公民館は魅力ある地域を支えるリーダーが育つ場」

- ①多様な分野の学習機会の提供
②学習成果発表の場の充実
③相談窓口
④安心・安全な公民館づくり、事業実施

6. 地域づくりの推進 「個性と活力に満ちた地域協働体制の形成」

様々な地域課題に一体的に取り組む、町民一人ひとりが、より主体的に地域づくり・人づくりに関わることができるよう出前講座や町民大学などの学習機会の充実をはかります。生涯にわたる自主的な学習及び地域社会の喫緊の課題解決につながるような学習活動の支援に努め、関係機関との有機的な連携を図り、社会教育事業を推進します。

7. 食育の推進

「生きる力は食卓から」をテーマに、家庭、学校・保育所、地域で自主的な動きができるよう連携をとりながら食育推進ができるよう、関係する保健課や産業支援課とともに体制を構築していきます。

8. 人権教育 「自他の人権を尊重し主体的に行動できる人権教育と啓発の推進」
「多様性教育（反差別の教育）の深化」

- ①職員研修
②各種団体への啓発
③邑南町人権・同和教育推進協議会との連携
④学社連携の人権・同和教育の推進
⑤各種教材の活用

9. 共生社会(誰もが幸せに感じる町)の実現に向けた事業の推進

- ①共生社会の実現 フィンランド共和国を中心とした交流・パラリンピアンとの連携
 - ・フィンランド共和国の高校とのオンライン交流
 - ・フィンランド共和国交流派遣事業
 - ・共生社会推進アドバイザー浦田理恵氏講演会の実施・意見交換
- ②スポーツを通じた障がい理解
 - ・パラスポーツ体験（ゴールボール・ボッチャなど）
 - ・聴覚障がい者スポーツ（デフリンピック）への理解を広める
- ③心のバリアフリーの推進

10. 矢上高校振興について

- ①矢上高校の魅力化事業推進
②小中高の学びのつながりを意識した教育魅力化の推進
③地域、企業等と連携しての地域の未来を創る人材の育成と環流